

成年後見人による生活上の意思決定への関与の あり方について

——知的障がい者の生活の場をめぐるトラブルの事例から——

税所 真也

高齢社会の進展とともに、成年後見制度の利用、なかでも第三者の成年後見人が選任される割合が年々高まっている。成年後見人は財産管理と身上監護（生活全般における法律行為）を行うが、第三者の成年後見人の担い手の9割は専門職である。そこで本稿では、法律専門職が成年後見人となったさいに、知的障がい者の居場所をめぐる「自己決定」について、福祉支援者とのあいだで生じうる問題点や課題を、じっさいに起きた事例の分析を通して検討する。

分析視角は、「本人の意思」「自己決定支援」「ベスト・インタレスト」の三点である。分析の結果、成年後見人の自己決定支援には、法律分野と福祉領域とのあいだで、本人の意思の扱いをはじめとして、自己決定支援の作法に専門性による違いがあること、そして相互の立場を理解したうえで、それぞれの視座から本人の「ベスト・インタレスト」を協議する場が、成年後見人によって設定される必要があることが、考察から導かれた。

1 はじめに

介護保険にあわせて改正された成年後見制度が導入されてから、15年が経過した。成年後見制度¹とは、認知症や知的/精神障害により、判断能力が不十分な人々の財産管理と身上監護（生活上の契約行為）を支援するために整備された権利擁護制度であるが、問題点も指摘されている。たとえば、制度利用にともなう各種法律における欠格条項や（白井編 2002）、国連障害者権利条約に照らしたとき成年後見人が本人の権利を包括的に代行することの問題に対してである（池原 2010; 川島 2014）。

これらは、成年後見制度が民法改正によって解決すべき制度上の問題点だといえる。これに対して本稿が扱うのは、成年後見人が本人の生

活支援にあたるさいの運用上の課題についてである。とくに、現行制度のなかで、知的障がい者等の生活に関する意思決定に、成年後見人がどのように関わるべきなのかという点を考察する。なかでも、異なる専門職が成年後見人による支援の場で抱えるコンフリクトを扱う。このために、成年後見制度が権利擁護として機能していないと福祉支援者が捉えた事例を分析し、なぜ福祉支援者が成年後見人の支援を、本人の権利擁護ではないと捉えたのかについて、事例検討を通じて分析する。本稿の分析にあたり、成年後見人と福祉支援者における「本人意思」と「自己決定支援」、「本人のベスト・インタレスト（最善の利益）」の扱いと作法における専門性による違いが鍵となる²。

2 問題設定

成年後見制度を研究してきたのは、おもに成年後見法学会に属する成年後見法学者である。成年後見法学者とは、成年後見制度をたんに財産管理の制度とする旧来（禁治産者制度）の考え方に対し、成年後見制度を単なる財産管理ではなく、本人の生活のあり方を支援するための身上監護制度であるとし（小賀野 2012）、財産管理は身上監護支援のなかに包摂されると考える研究者と実務家の集団（成年後見法学会）である（新井 [1994]1999; 上山 2008）。成年後見法学会は、成年後見制度が財産の多寡にかかわらず、また親族ではない第三者が成年後見人を担う社会の実現を目指し、「成年後見の社会化」をテーマに掲げ、活動してきた（日本成年後見法学会 2005; 上山 2008）。同時に、法律の枠組のなかで、成年後見人に求められる義務や責任、役割を法解釈から検討するという仕方、成年後見人による支援の理念的なあり方を示してきた。

他方で、社会学者による成年後見制度の研究は限定的であり、自己決定研究の文脈からしばしば参照される程度に留まってきた。社会学分野における代表的な考え方は、アドボカシーという当事者の意を汲んだ代理的な発言・代行の制度的な保障として成年後見制度を捉え（藤村 2013: 32）、不十分な判断能力という個人の不足を成年後見制度という社会制度の整備によって、個人の障害ではなく社会モデルとして解決できるとするものである。また、「障がい者が自己決定できない場合があると言いたる前に、『どこまで自分に当事者のメッセージを受け取る能力が育ってきたか』をつねに問うべき」（中西・上野 [2003]2004: 41）だとして、判断能力が不十分な者の財産管理と意思決定支

援を中心役割とする成年後見人に、この「能力」を問うものもある。当事者としては意思を表現しているのに周囲の人々がその表現形態に慣れておらず、自己決定できない人としてみなされている場合があるためである（中西・上野 [2003]2004: 41）。

以上のように、自己決定で重要なのは、本人が決めたことをどこまで汲み取り、支援できるかという支援者側の問題であるという主張があり（寺本 1999）、自身での決定に主眼を置くのではなく、他者の自己決定を周囲の人々が尊重し実現しようとする態度・関係・組織の再現のほうにあるとの指摘がなされてきた（江原 2002: 197-200）。このように、社会学者による成年後見制度の位置づけには、制度に内在する問題点の批判というよりは、知的障がい者の自立支援を可能とするだけの環境がどれだけ整えられているかという関係性を問うことに特徴がある。したがって本稿では、本人の意思を汲み取り、代弁し、契約を通して本人の生活を支援する成年後見人が、その決定にあたって置かれた場（制度・組織・周囲の支援者や親族）の状況に焦点を当てて分析することを目的とする。

3 先行研究

前節では、①当事者の意思の代理的な発言を制度的に保障するものとして成年後見制度があること、②これには意思表示をメッセージとして受け取る側の対応力/感知力の問題をとまなうこと、③意思表示や自己決定がなされる場の環境こそが重要であること、といった社会学者による指摘を確認した。以降では、この論点に関する実証的な先行研究として、社会福祉学における「知的障がい者の自己決定研究」を取り

上げ、本稿との関連から検討する。

社会福祉学を中心に展開されてきた知的障がい者の自己決定研究は、自己決定がなされる場の重要性を指摘してきた。この点は本稿の問題意識と重なるが、これらは、おもに本人と福祉支援者の二者関係にもとづく分析であった点にその特徴があった。しかしながら、本人と支援者の二者関係の支援には、第三者の視点が入りにくいため、「パターナリズム的な支援に陥りやすく、『自己決定』の支援としては不向き」（土屋 2002: 160）との見方もある。

他方で複数の支援者による支援はこの弊害を避けることを可能にするが、このさい複数支援における「代弁者・権利擁護者」の役割をめぐり、成年後見人と福祉支援者のあいだでの緊張関係が、成年後見制度のなかには内包されているともいえる。本稿では、知的障がい者の意思決定支援の場の分析を通して、成年後見人の関与のあり方を検討し、既存の先行研究を補足したい。

知的障がい者の自己決定支援研究の課題

1990年代に、知的障がい者福祉の現場における福祉支援者の意識が、「指導訓練」から「自己決定権の尊重」へと大きく転換して以来（柴田 2012: 261）、自己決定とQOL（生活の質）との関連性が指摘されるなど（Duvdeny et al. 2002）、自己決定支援の考え方が普及した（Wood et al. 2005; 與那嶺ほか 2009）。たとえばアベリーらは、自己決定は相互作用の中で行われるとし、本人のおかれた環境の重要性を指摘した（Abery and Stancliffe 2003: 45）。これによって、自己決定という行為の個人の能力を前提とする考えからの脱却が図られた。とくに重度知的障がい者の支援においては「障害のある本人を支援する人々の関わり方や周囲の環境

が非常に重要な意味をもつ」（千葉 2003: 62）との考えが浸透した。こうした自己決定が行われる場の環境を支える要件として、つぎに問われたのが、支援者の対応力/感知力の問題であった。ここから、「自己決定できるかの議論ではなく、どんな支援ができるかの実践を積み重ねていくことが求められている」（沖倉 2000: 187）といった議論が主流になっていった。

一方、「わが国においては、知的障害のある人の自己決定についての研究の多くが、概念的な議論に止まり」、「それらの自己決定にどのような特徴があるのかについて言及した調査や実証的研究は非常に少ない。」（與那嶺ほか 2009: 28）こうした状況のなか、「少ないながら支援に関する調査研究」（與那嶺ほか 2009: 42）として挙げられるのが、鈴木（2005）、笠原（2006）などである。とはいえ、「日本の知的障害福祉領域の先行研究」は、「支援者から本人への働きかけが中心であり、支援や環境が自己決定に与える影響は明確にされていない」（笠原 2006: 43）と指摘されるように、これらの研究は、自己決定がなされる場の環境に着目しつつも、本人と福祉支援者との関係に焦点を当てた検討であり、その多くは本人と支援者の「二者関係」（ときに親族を加えた三者関係）から、本人の自己決定を捉えようとするものであった（沖倉 2013: 89）。

以上の先行研究に対し、本稿が提示するのは、本人と福祉支援者（または親族）が自己決定を行う場に、法的に本人の代理権を有する成年後見人という立場の第三者が介在したときにどうなるのか、という視点である。これまで、知的障がい者の自己決定支援には本人の「周囲」や「環境」こそが重要だといわれながらも、本人の周囲や環境として成年後見人を想定した実証的な研究は、ほとんどみられない³。したがって、

本稿は、知的障がい者の自己決定を支える環境要件のひとつとして成年後見人の存在を捉えたときに、成年後見人による生活上の意思決定への関与のあり方を福祉支援者や親族との関係性から分析し、これまでの先行研究を補足する。

4 分析方法

事例の特徴

本稿で扱う分析事例は、知的障がい者福祉において長い歴史をもち、1980年代初頭から全国に先駆けてグループホームによる地域生活支援を行ってきた、A市の社会福祉法人において2011年に起きたものである。この問題は、西(2012)によってすでに言及されてきた。ただし、当該論文が、成年後見制度の利用に対する注意喚起を目的に書かれたのに対し、本稿は、成年後見人の立場や見解、親族の主張も含め、当事例にかかわる複数のステークホルダーの視点から、成年後見人が介在するなかでの本人の意思決定が行われる状況を多角的に分析することを試みる点で大きく異なる。

本稿で扱う本事例データには、以下の特徴がある。まず、本事例はおもに報告者である福祉支援者の視点から書かれたものである。しかしながら当事例では、成年後見人と福祉支援者の対立と衝突を経て、結果的に福祉支援者もとの生活が維持されたことから、後から追加での取材を行うことが許された稀なケースであった。これにより、福祉支援者に加えて、本人と当該の成年後見人への聞き取り調査を行うことができた(2015.2.22)。こうして、成年後見人側の認識、さらに親族の主張⁴を分析対象対象に加えることが可能になった。

また、知的障害の程度によって、本人の意思表示がどのようになされるか、すなわち言語化

された意思表示がどの程度にあるかを確認することは、福祉支援者や成年後見人が本人の意思をいかに捉えたかを分析するにあたって、重要な情報である。「一口に知的障害を持つといっても、常に意思能力を欠く状態にある人から、多少の支援によって自己決定が可能になる人までその範囲は広く、一つの方法論で対応することは困難」(土屋 2002: 160)だと考えられるからである。このため、執筆者が本人と面談し、本人の意思表示の仕方や判断能力、そして第三者との面談時に、本人がいかなる対応をするかといった情報(自閉症にもとづく障害特性)を分析上の追加資料とした。

さいごに、本稿での分析においては、法人名、地域を含め、個人を特定する記述は匿名化して扱った。これにより、個人属性に係わる事柄については、分析に影響を与えない範囲で事実とは異なる記述が含まれている⁵。

分析基準

事例検討にあたり、上記先行研究との関連から、福祉職と法律職の専門職間のコンフリクトを考察するための分析基準として、以下を設定する。すなわち、①成年後見人と福祉支援者それぞれの自己決定支援の扱いと作法、②自己決定支援にあたり、(福祉支援者、成年後見人、親族とのあいだで)本人が置かれた環境、③「代弁者・権利擁護者」の役割をめぐる成年後見人と福祉支援者のあいだの緊張関係、である。

5 事例検討

以下の事例は、個人の特定を避けることを目的として、個人的な属性にかかわる情報には、匿名化するための処理が施されている。なお本文中の「X」は福祉支援者を指す。

5-1 福祉支援者の見解

本人は現在 60 代の男性であり、重度の知的障がいと自閉症があるが、会話はできる。家族には、県外で飲食店を営む両親と、重度の身体障がいを抱える姉がいたが、両親は近年亡くなった。本人は養護学校を卒業し、ふたつほどの作業所に通ったが、暴力行為があり、作業所内でも、母に対しても、さらに通行人の女性などに対しても暴力を振るうなど、安定した生活を送ることができなかった。

こうした状況のなか、1980 年代に障害者運動で有名な B さんから相談があり、当該社会福祉法人（以下、当該法人）が運営するグループホームと作業所で受け入れることになった。受け入れ当日は、父親が本人をターミナル駅まで連れ、そこで当該法人の職員に引き渡し、グループホームまで来た。ここから当該法人での支援生活が始まった。一年ほどして生活には慣れたが、当該法人の作業所でも暴力行為は続きなかなか安定しなかった。

2000 年頃になり、ようやく本人の暴力も落ち着いてきた頃に、父が亡くなり、その二年後には母が亡くなった。生前、両親は長年にわたる本人からの暴力と姉からの罵声で精神的にまいっており、夫婦そろって離婚の相談に訪れたり、姉の入所を依頼したりすることがあった。当該法人のグループホームへの姉の体験入所もおこなわれたが、結果的に知的障がいをもつ利用者を中心とした環境は、身体障がい者の姉には馴染まなかったという経緯があった。また、姉はこれまで、身体障がい当事者として障害者解放運動に主体的にかかわってきた。一時は金融機関に就職して数千万円の預金をつくったが、他方で金遣いも荒く、父親から金をせびるなどのわがままも頻繁にみられた。また、何に対しても「人権」を押し通そうとするところが

あり、障害者解放運動の支援者が手を焼くこともあった。

こうして、本人に残された親族は姉のみとなり、母の葬儀のあと、「お母さんに苦勞をかけたことを自覚しているか」と X が姉に強く説教をした。親身な気持ちによるものだった。しかし、そのことに姉は反感を抱き、X との交流を避けるようになった。一方で、姉は年上であることを自覚して、親代わりとして責任を果たしていこうとする気持ちがあった。そして亡くなった両親の財産分与をきっかけとして、姉は自身と本人の取り分を確定させるため、成年後見制度の利用を検討しようと地域の弁護士会に相談した。本人財産の取り分を決めるにあたっては、X は本人の取り分についての代弁者の立場から、姉が生前贈与として受け取っていたまとまった金銭についても考慮に入れるべきだと進言したが、それらはあくまで親からの小遣いだったと姉は主張した。そして、財産については成年後見人と相談するから、「これ以上、口出ししないで欲しい」と X に告げた。

こうした事情により、姉は（30 年ものあいだ当該法人で継続してきた）本人の生活を変え、本人を当該法人のグループホームから自身の近所の施設に移したいとの希望をもつようになった（両親は、自分たちの死後も引き続き当該法人での生活が続くことを願っていたと X は理解している）。そして 2011 年に、姉が家庭裁判所に成年後見制度の申立てをおこない、第三者の弁護士 C 氏が本人の成年後見人に選任された。C 氏が成年後見人を受任するのは、初めてのことだった。選任後 C 氏は当施設に一度挨拶に来て、このときに本人と面会した。この時点では居場所を移動するという話はでていなかったのも、本人意思を確認する会話はなかった。

その後、姉との間で色々あり、施設を変えたいという話が出てきた。そしてつぎにC氏が来たときには、同じ事務所に所属する7人の弁護士を率いて、総勢8名で当施設を訪れ、本人と面会(本人の意思を確認)することなく、Xに対し「本人の身柄を引き渡すように」と迫った。Xは私有地内に一步も入らないように告げ、道路と敷地の境界を挟んでの押し問答の末、成年後見人に本人の身柄を引き渡すことを拒否した。数年前にもXのもとで成年後見人をめぐる同様の事件が起きており、これしか成年後見人による強引な身柄引き渡し行為から本人を守り、本人の意思に反する事態を防ぐ方法はないと考えていたからである。

一ヶ月あまりを経て、Xはこの件で上記8名の弁護士から、人身保護法で訴えられた。〔人身保護法とは、「不当に奪われている人身の自由を、司法裁判により、迅速、且つ、容易に回復せしめることを目的」として、「法律上正当な手続によらないで、身体的自由を拘束されている者は、この法律の定めるところにより、その救済を請求することができる」というものである。〕事件名は、「人身保護請求」であった。裁判の過程でXに示された裁判所の見解によれば、「成年後見人が決めたことであれば、仕方ありません。本人に代わって契約をするのが〔成年〕後見人であれば、取り消すのも後見人です。そして、(貴会との)利用契約はすでに成年後見人によって取り消されています」とのことだった。

その後すぐにXは「全国障害者解放運動連絡会議(全障連)」で活動するB氏に相談した。20年前に本人を当該法人に受け入れたのは(全障連の生みの親の一人である)B氏を通じてだったからである。B氏の紹介によって、全障連を支援するD弁護士の協力を得られることと

なり、D弁護士から成年後見人C氏を説得してもらった。これは、成年後見人C氏とD弁護士が互いにもともと面識があったことで、可能となったことだった。D弁護士の計らいにより「人身保護法」をめぐる訴えは取り下げられ、訴訟自体は解決した。成年後見人C氏は、その後一年ほどは当該法人に姿を見せることはなかった(本人と面会することもなかった)が、いまでは会計上の書類のやりとりを月にいちど行うと同時に、毎年夏に訪問がある。そして、本人は現在も以前と変わらず、当該法人での生活を続けている。

5-2 成年後見人(弁護士)Cの見解⁶

まず、本人の意思を知るにあたり、本人の発言をそのまま鵜呑みにしてよいのかという点がある。判断能力が減退していることが成年後見制度を利用する上での前提とされているためである。このため、本人の意思を知るには本人の周りから話を聞くことが必要である。今回の事例では、それは本人の姉と福祉支援者であった。

しかしながら、福祉支援者は、申立準備の段階から〔知的障害の〕診断書が提出されないなど、非協力的であり、当初から後見人に対する敵意がみられた。成年後見制度を使うことに対して喧嘩腰であったため、話を聞くことに恐怖も感じた。こうしたことから、施設の方の協力が不可欠とは思いながらも、本人と会うことができなかった。

親族の意見と支援者の意見が衝突したときには、相互の意見を成年後見人として客観的に判断することが重要であると考えている。もちろん親族はクライアントではなく、成年後見人は姉の代理人でもない。今回、親族である姉の意見として理解したのは、①本人には自由に移動

できる自由があるはずで、なぜほかを試すこともできないのか、②本人のお金が（施設で）どのように管理されているのかをはっきりさせたい、という点であった。家族が本人と自由に会えるのは当然のことであり、お金についての不信も明らかにする必要があった。当初は、金銭トラブルがあるのではないかと疑ったが、結果として〔施設の〕金銭管理に不明な点はなく、大まかではあったが問題なく行われていたことを確認した。

成年後見人として、虐待などが行われておらず、お金の使い込みもなされていないことが確認できた。そのうえで、自閉症についてはわたし〔成年後見人〕も専門外であり、理解も浅いため、居所を移すことによって必ず問題をともなうものであるのかについては、認識不足であった。現在は、二件〔本件のほかにもう一件〕の成年後見人を受任中である。

5-3 もうひとりの福祉支援者Yの見解⁷

本人は、テレビで漫才などが行われていると急に興味を示す。また知っている音楽が流れているのを聞くと「キャンディーズやな」などと反応する。予定を伝えておかないとすぐに混乱し、「いまどこですか？」「どこに行くんですか？」としきりに尋ねる。嫌なときには嫌だとはっきり言う。こうしたことから、本人には明確な意思があると考えられる。

数年前のある日、障がい者向けのコンサートに本人が姉と一緒に行くのに同行したことがある。本人は姉ということに照れており、積極的に話すことはなかったが、一緒にいることを嫌がっているという様子もなかった。また、姉が本人のことを親身に心配している様子もうかがわれた。姉が本人の近くで一緒に暮らしたがつているという率直な気持ちが感じられた。この

点では、姉に対する印象は、Xとは若干異なる。

日曜日になにをしたいかと希望を尋ねると「〇〇に行きたい」とはっきり述べる。多くは本人が生まれ育った場所の近くに行くことを希望する。そこは車で30分程度の場所であるが、ときおり失踪し、それらの場所の付近で発見されることがある。とはいえ、そうしたことがあってもホームに帰ることを拒否したことはない。したがって、本人はいま生活する場所が自分のホームだと分かったうえで、ときに生まれ育った愛着のある場所を訪れたいとの気持ちが高まるのではないかと思う。

本人は、事前に伝えておけば、旅行に行ったり、新しい場所で作業を行うことなども可能である。よって場所の移動が必ずしもパニックを引き起こすとは限らないのではないか。

5-4 執筆者による見解（本人との面談）

執筆者と福祉支援者が面談している部屋に、本人は入ってくるなり、「〇〇さん」と執筆者の名前を呼び、頭を下げた。支援者が前々から当日の予定を本人に繰り返し伝えておいたためであろう。本人は支援者によって着席を促され、座ったが落ち着かない様子であった。菓子折のなかから好きなものを選んでもらうため、どれにするかと支援者が本人に聞くと、包装に書かれた文字をみて「ブルーベリー」と言って自分で選んで食べた。執筆者が「ホームでの生活はどうですか」と尋ねると、「分かりません！」と述べた。それから数分すると、そわそわして立ち上がり、部屋を3メートルほどの幅で行ったり来たりし始め、やがて本人は部屋を出ていった。少しして上の階から叫び声のようなものが聞こえた。支援者によれば、どうやら緊張して興奮状態に入ってしまったとのことだった。

翌日、本人が座る作業機の向かいに15分ほど執筆者が座った。とくに話しかけることはせずに、支援者が本人に話しかける様子を見守っていた。「昨日の日曜日はなにをしましたか?」「朝ご飯はなに食べましたか」といった問いかけに、無言だったり、「分かりません!」と本人は答えていた。その後、二時間ほどして、執筆者の近くに本人のほうからやって来た。支援者によれば、「○○さん〔執筆者〕と話したいですよ」ということであつたが話題を見つけられず、とくに話しはできなかつた。ときおり、ちらちらとこちらに視線を向け、執筆者の存在を確認している様子だった。さらに数時間して、帰り際に挨拶すると、鏡を通してこちらを見ているのが分かつた。

本人は好き嫌いについての意思表示を行っていること、安心でき信頼できる人に対しては、落ち着いてその場にいられること、毎回ではないが希望を伝えられることが分かつた。

6 分析

本稿で設定した分析基準の観点から、当事例の要点は、以下の三点にまとめられる。

第一に、成年後見人と福祉支援者の自己決定支援の扱いと作法との関連から、成年後見人が、本人と面会して意思確認を行わなかつたため、福祉支援者にとっては、成年後見人が本人の「意思」を無視するかたちで、本人の居所を親族の近くへ移動させようとしているように捉えられた点。

第二に、親の存命中は、福祉支援者とのあいだに長年のつきあいのなかで築かれた信頼関係があり、本人の生活にも一定の安定がみられたが、親が亡くなったことをきっかけに親族と福祉支援者との関係性が変化した。そして遺産相

続のために成年後見人が必要となり、成年後見人と福祉支援者とのあいだで本人の支援をめぐるコンフリクトが生じた点。

第三に、「代弁者・権利擁護者」の役割をめぐる緊張関係から、成年後見人（法律専門職）と福祉支援者とのあいだで、本人支援のあり方をめぐって対立したさいに、本人を交えた専門職間の話し合いがもたれることはなかつた点、である。

知的障がい者の自己決定をめぐる論点は、これまでの先行研究では、おもに本人と福祉支援者間の二者関係のなかで論じられてきたテーマである。これに対し本稿では、本人の法的な代理人たる成年後見人というステークホルダーが加わつた場合に、本人の自己決定のあり方がどのようになされるのかを検討する点に特徴がある。すなわち、本人、福祉支援者、成年後見人の三者関係（親族を入れると四者関係）のなかで、自己決定がなされる場が分析対象となる。以降では本稿で定める3つの基準（「本人意思の捉え方」「成年後見人の情報源」「専門職連携」）にしたがい、対象事例の分析を行う。

専門職間における「本人意思」の扱いの違い

知的障がい者当事者の意思決定について、福祉支援者と成年後見人とのあいだで扱いが異なっていた。福祉支援者が本人には意思があり、ラポール関係にある人物とのあいだでは、会話や仕草によって本人は明確な意思表示を行っているともみているのに対し、成年後見人は「本人の意思を知るにあたり、本人の発言をそのまま鵜呑みにしてよいのか」というように、本人の言い分をそのまま受け取ることは留保すべきだと考えていた。「判断能力が減退していることが成年後見制度を利用する上での前提とされている」からこそ、成年後見制度の利用者本人の

意思表示には、慎重であるべきだと考えた。

支援における情報源

本事例では、本人の意思がどのように表されるかを成年後見人が本人との面会によって確認することはなかった。これには上述の「本人の発言をそのまま鵜呑みにしてよいのか」という成年後見人の考えに加えて、もうひとつ理由があった。親族によって成年後見制度の申立て手続きがなされた当初から、福祉支援者Xが非協力的であり、成年後見人への敵意がみられ、話しを聞くことに恐怖を感じていたからだった。たしかに、当該法人では、成年後見人をめぐる同様の事件が数年前に起きており、親族によって申立てられた成年後見人Cに対し、福祉支援者Xが警戒感を強めていたことは事実であった。こうした事情から、成年後見人は「施設の方の協力が不可欠とは思いながらも、本人と会うことができなかった」と述べた。

こうして成年後見人における本人の意思を推定するための情報源は、唯一の親族である姉に絞られることになった。調書における姉の主張は、本人に自分の近くに住んでもらいたいことと施設側の金銭管理についての不信であった。本人の意思をだれが代弁できるのかについて、福祉支援者は、本人に会っていない成年後見人と、30年近くほとんど本人と会うことのなかった親族には本人の意思は分からないと考えた。他方で成年後見人は、本人の意思を知るためには、親族と福祉支援者の双方の意見を知る必要があることは認めつつ、じっさいには、福祉支援者Xとの関係が良好ではないとの理由から、本人および本人をよく知る福祉支援者には会えず、成年後見人は親族の主張のみを情報源として行動することになった。

専門職連携

成年後見人は本人の意思決定の法的な代理人であるが、福祉支援者との関係が悪化していたため、本人と会わずに支援を進めていかざるを得なかった。その過程で本人の支援をめぐるでとられた手段が、同じ事務所における8名の弁護士による直接の身柄引き渡し要求とこれに続く「人身保護請求」という法的措置であった。こうして展開されたのは、本来は本人の支援をめぐる、本人のベスト・インタレストを求めて協力し合う関係にあるはずの専門家同士が、それぞれの職権をもって相互に対立し攻撃し合うという構図だった。

7 考察

知的障がい当事者の自己決定を支えるためには、本人が置かれた環境こそが重要だと指摘が先行研究でなされてきた。本章では、本人と福祉支援者が二者関係で行う自己決定支援に成年後見人が加わると、自己決定の場にかなる変化がもたらされるのかを考察する。

7-1 本人の「意思」の扱いと自己決定支援の作法

本節では、成年後見人と福祉支援者が抱いていたそれぞれの支援観を確認し、その後で、なぜこうした違いが生じたのかを考察する。

知的障がい者の自己決定支援においては、「本人の意思を汲み取ることや支援内容に対する共通認識、共通の達成目標をもつことが重要」（千葉 2003: 62）だと考えられている。ところが、当事例を支援における共通認識 / 共通目標という点から振り返ると、専門職間での支援観の違いが浮かび上がる。福祉支援者は本人が当該法人での生活の継続を希望していると主張したの

に対し、成年後見人は本人意思の重要性は認めながらも、表明された本人の「意思」をそのまま本人意思として扱うことには慎重であるべきだと考えた。このように、福祉支援者が知的障がい者本人の意思表示をいかに捉えるのかという点と、法律職である成年後見人が本人の意思表示をどのように扱うかという点には違いがみられた。そしてここから専門職間の対立/衝突を招く要因が生じていた。

福祉支援者が考える知的障がい者の自己決定支援のあり方とは、たとえば愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所の職員が述べることを引用するならば、「本人の要求が表明されるとともにそれらの要求が日常の作業や生活場面において実現されること」（渡部ほか 1998）として捉えられるものである。ここからは、本人によって表明された意思表示を本人の要求として、それを日常や生活の場で実現できるよう支援していくことが、福祉支援者の自己決定支援のあり方（支援観）であることが分かる。

他方で、法律職である成年後見人の捉え方からは、「本人の発言をそのまま鵜呑みにしてよいのか」という発言にみられるように、本人に意思表示があることは認めた上で、支援方針の決定は客観的かつ中立に検討されるべきとの姿勢を読み取ることができる。ここには、「本人の意思」と本人の最善の利益（ベスト・インタレスト）が必ずしも一致しないとの考えが根底にある。そこでまず、本人意思とベスト・インタレストの関係を確認する。支援のなかでは、本人のベスト・インタレストが「本人の意思」に優先されることがある。「自己決定と本人意思の尊重だけでは本人の声明を守れず福祉が実現できない場合がある」ように、権利擁護においては、「本人保護のために本人の私権を侵害しても、専門的な見地から社会的な支援として

緊急保護や危機介入をする場合がある」からである（池田 2009: 8）。

ただし、権利擁護が自己決定に優先する場合があるという権利侵害に対する介入の議論と、本人の自己決定支援を行うために本人の意思表示を鵜呑みにせず、本人のベスト・インタレストが別途検討されるべきだという議論は、位相の異なる問題である。前者は人権問題に関するものとして、専門性を問わず、すべての支援者に共通する支援の原則である。したがって、ここで議論の焦点になるのは後者のほうである。すなわち本人の意思表示があり、それを専門職が一步引いて慎重に見極めようとする姿勢における緊張関係をどのように捉えるかということについてである。本事例における成年後見人の意図が、後者にあったとするならば、ここであらためて議論すべきは、成年後見人が本人のベスト・インタレストを検討するに必要な情報を有していたかという点についてである。

この点についての事実を確認すると、本人が現在いかなる環境でどのような表情で過ごしているかは十分には把握されておらず、その障害特性についての知識も十分とはいえなかった。関係が悪かったという事情から、重要な情報源のひとつであった福祉支援者からのヒアリングはできなかった。結果として、ひとりの親族の主張が支援方針を決定するうえで唯一の情報源となった。こうした当時の状況からは十分な配慮のもと、本人のベスト・インタレストが検討され、支援方針が決定されたというには、不十分であった可能性が浮かび上がる。限られた情報のなかで成年後見人がひとりで行う決定は代行決定に陥りやすく、成年後見人によるパターンリズム支配につながる危険性が高いことが指摘されている。「成年後見制度が再び専門家支配にならない方策も模索するべきであり、1人

の当事者に複数の専門家が関与し、複数の専門家権力によって1人の専門家権力を相殺することができれば望ましい」(中西・上野 2003: 180-1)とされるように、成年後見人が支援方針の決定をおこなうさいには、本人の「意思」を推定するための情報収集が偏らないよう、成年後見人には十分な配慮が求められる。

一方、福祉支援者のあり方についても、当事例は示唆的である。福祉支援者は、本人の意思をもっともよく理解しているのは自身であると過信し、成年後見人側の視点を不要なものとして排除した。しかしながら、相互の不信をひとまず伏せて、本人のベスト・インタレストをめぐる自己決定支援を協議する場に着席する用意があることを伝える必要があった。そしてその場で、本人の意思をどのような振る舞いから、いかに判断しているのかを、成年後見人に冷静に説明する姿勢が福祉支援者には問われていた。福祉支援者にとっての知的障がい者支援における認識と見解が、成年後見人にも当然に共有されることが自明視されていたが、専門性の異なる複数の専門職が本人支援にあたる場合、支援の共通目標を相互に確認し合う場が必要とされていた。

また、成年後見人は自閉症については「専門外」と答えており、また成年後見の受任もケースが初めてのことであった。このように、専門職が成年後見の専門家であるとは限らない。専門職後見人の専門性とは、各資格職が有する職能に関する専門性を意味しているのに過ぎず(上山 2009: 104)、法律専門職であれ成年後見の専門家を示すものではないからである。成年後見制度の利用件数の増加と第三者後見人率の上昇にみられるように、当初の想定以上に専門職の成年後見人が増加した(税所 2015)。これにより、これまで接点をもつことのなかった

法律家をはじめとする専門職が、成年後見人への選任を通して福祉の場面に直面する機会が増えている。こうした社会変化のなかで、法律の枠のなかで完結してきたこれまでの職業世界に福祉的な要素が入り込むようになった結果、成年後見人の側にも福祉分野における自己決定支援のあり方に一定の理解が求められるようになってきたのである。

7-2 法律職の職務における親族の位置づけ

本節では、法律職が置かれた構造的な配置関係や、法律職としての仕事の作法や特性から、成年後見人の支援について考察する。このさい軽視できないのが成年後見制度の利用を希望した親族との関係性に潜む要因についてである。

第一に、成年後見人の本人支援における情報源は、親族に限られたが、成年後見人が親族に頼ったのはこうした事情のみであっただろうか。ここに、親族の主張に対する法的な枠組を超えた特別視はなかったか。たとえば、日本では手術のさいの医療同意として、本人が行えない場合は「医師(医療機関)が成年後見人に対して医療同意を求めてくることがある」(小賀野 2012: 165)が、医療同意は現在の成年後見人の権限には含まれておらず、したがって医療同意はいまだ親族に求められている現状がある。医療における家族の権限は、「慣習あるいは慣習法として認められ」てきたものに過ぎないのであるが、これが認められてきたのは、家族が「形式的に家族であるが故」なのか、もしくは「本人との実質的關係」によるのか、いまだ結論のでない議論がある(小賀野 2012: 182)。

このように、たとえ本人と交流がなかったとしても、遠縁の親族に同意を求める慣習があり、慣例上親族が特別視されるなか、今回の事

例では成年後見人を本人につけたいと希望したのが姉であり、成年後見人としてもその親族の意向にしたがうことは誤りではないとの認識をもっていた可能性がある⁸。

第二に、法律職にとって、意思表示が不明瞭な本人とコミュニケーションを図り、場合によっては福祉支援者の仲介をともないながら、実務を進めていくよりも、本人の支援方針を決定するうえで早く確実な方法が親族への意向確認だったということが考えられる。これは、法曹特有の仕事の進め方と無関係ではない。法律職にとってのクライアントは、ほとんどの場合、明確に定められている。依頼人からの相談と契約によって始まる弁護活動には、開始と終了がはっきりしている場合が多いように⁹、個々の専門職がその職業的キャリアのなかで経験的に身につけてきた仕事の進め方は（Hughes 1958）、「個々人の職務イメージと不可分」（三井 2013: 34）な関係になっていく。

ところが、法律職が成年後見人として本人の代弁者となった途端、この前提が揺らぐ。まず本人の意思確認が容易ではない。本人の代弁者として福祉支援者がいるにせよ、成年後見人にとってそれは福祉サービスの提供を行う一事業者としての位置づけであり、サービス選択の対象でもあることから、中立な意見者として定置するわけにはいかない。こうした関係性のなかに、法律職の成年後見人にとって親族がクライアントになりやすいという危険が潜んでいる。したがって、意思表示が困難な本人とコミュニケーションを図るスキルをもたない成年後見人が選任された場合には、親族の存在とその発言の重みの重要性はいっそう増大し、本来のクライアントである本人を乗り越えて、親族との関係性が強められていきやすい。こうした疑似的なクライアントに従った実務の遂行が、福祉支

援者にとっては、本人不在のまま進められているという印象を強くさせ、成年後見人と衝突する事態につながった。

この問題を解く鍵はやはり、本人を中心として、支援を協議する場がもたれるかどうかという点にあると考えられる。国連障害者権利条約採択前の委員会で障がい当事者が掲げた、「私たちのことを、私たち抜きに決めないで（"Nothing About Us Without Us"）」という言葉は、現行の成年後見制度が障害者権利条約に違反するとして成年後見制度研究者からも問題視されてきたように¹⁰、成年後見人が本人についての決定を行うにあたっても遵守されるべきものである。この観点からみれば、本人の法的な代理人である成年後見人には、必要なときに本人と面会する権利と義務があった。本人と会うことを福祉支援者により強く求めていくことが立場上、可能であった。加えて、本人を中心とした支援を協議する場（支援会議）を福祉支援者とのあいだでもつことを、成年後見人として要求することができた。この状況で行われる協議の場は、各ステークホルダーの掲げる「本人のベスト・インタレスト」が可視化され、おのずと本人の視点が議論の中心に置かれたものとなる。このときに成年後見人による本人との面会要求や支援会議の開催要求を拒否するのは、本人のベスト・インタレストを追求する観点から望ましいものではなく、福祉支援者には協力的態度が求められていた。

本人のベスト・インタレストについて、立場の異なる専門家が複数の視点にもとづいて協議する場は、ひとりの人間の財産管理と意思決定が第三者に委ねられる成年後見制度においては、決定的に重要な要素といえる。「ひとりの専門家に自分のすべてを委ねる全人格的マネジメントは、究極の代行主義である」とされ、医

療・福祉・法律・財産といった分野でのそれぞれの専門家が「互いに干渉し監視しあって協力関係をつくり、「ひとりの専門家権力を、複数の専門家権力で相殺し、弱体化」させる仕組みによってのみ「代行権力や専門職支配を排すること」が可能となるからである（中西・上野[2003]2004: 180-1）。成年後見人のパターンリズム支配を防ぐために無視できないのが、この本人を中心とした専門職間の協議の場なのである。

「成年後見人は、成年被後見人〔本人〕の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」（民法 858 条）とされ、成年後見人は実務を行うにあたり、つねに最大の配慮をもって本人意思の確認をおこなう義務があるとされている（上山 2008: 79）。したがって、この支援会議の場は、成年後見人側の責任において設定されるべきものである。

7-3 「本人の意思」からみた自己決定支援の検証

成年後見人と福祉支援者における、本人の「意思」の扱いと自己決定支援の作法の違い（7-1）、法律家が専門職として経験的に身につけたワーキングスタイルと成年後見の違いと支援会議の重要性について考察した（7-2）。本節では、今回の事例において、本人を中心とする専門職間の協議の場が開かれたと想定したときに、現在の社会福祉法人に留まるとの決定が、本人の「意思」にもとづくものであったと同定できるかを再検討する。

本事例において最大の争点になったのは、本人の居場所（居所）をめぐる問題である。発端は、本人と近くに住みたいという姉の希望を叶

えるために、姉の申立てによって家庭裁判所に選任された成年後見人が、当該法人との契約を解除し、べつの法人に本人の身柄を移そうとしたことであった。自身の居住地の近くで別の社会福祉法人が運営するグループホームに移したいとする姉の提案に対し、「福祉支援者 Y の視点（5-3）」の記述を中心に、それぞれの関係者が捉えた本人意思をベスト・インタレストの観点から検証する。

本人は、行きたい場所を尋ねられれば、「『〇〇に行きたい』とはっきり述べる」と同時に、「嫌なときには嫌だとはっきり言う」性格であり、場所についての意思表示を明確に表明することが分かる。さらに、時間があるときは、「生まれ育った場所の近くに行くことを希望する」ように、姉の居住地は自身が生まれ育ったところであり、好きな場所であった。一方の姉は、「本人と近くで一緒に暮らしたがっているという率直な気持ち」があり、「本人のことを親身に心配している様子」であった。また、本人が姉と「一緒にいることを嫌がっている様子もなかった」。

これらは身近で本人を支援する Y だからこそ得られた情報であり、成年後見人がたとえ本人と会ったとしても、ラポール関係のない人物に本人が意思表示することは難しいため、不明なままだったと思われる（ここに支援会議の重要性がある）。こうした事実と条件が示されたうえで本人の「意思」が現在の法人のグループホームに留まることと、姉の近くに移動することのどちらにあったかを検討することが可能になる。すなわち、「本人はいま生活する場所が自分のホームだと分かったうえで」、本人が「ホームに帰ることを拒否したことはない」ことから、本人が現在の生活を嫌がってはいなかったと推定することができる。また、事前に伝えて

おけば、場所の移動によって「必ずしもパニックを引き起こすとは限らない」ことから、姉の提案にしたがい、候補となった別法人のグループホームを試す機会をもつことも可能であったと考えられる。

しかしながら、その移動が一時的な試行で済むのか、本人の「意思」を不在にしたまま戻らなくなる可能性を危惧する福祉支援者Xにとって、その実現には成年後見人との強固な信頼関係が不可欠となる。さらに、たとえ本人が新しい場所での一時的な生活を拒否するものではなかったにせよ、本格的に移動することを決めるにあたって考慮すべきは、自閉症という本人の障害特性に加えて、現在の安定した生活が30年掛けて築かれたものであったという点にあった。本人の年齢はすでに60才を超えており、これからさらに十年単位の時間を掛けて新しい環境に慣れ、安定した生活を築いていくことを試みるには軽視できないリスクがあったと考えられる。こうした観点からの議論こそ、姉が本人と近くに住むことを望み、かつ本人が姉と住むことを望んでも、ベスト・インタレストの視座から、各ステークホルダーが支援会議の場で協議されるべき問題であった。

以上のように、①本人にとって生活の場を創り出すのは、非常に時間の掛かることであり、現在の生活が骨の折れる試行錯誤の末であったこと、②現在のグループホームでの生活において、とくに目立った問題は発生していなかったと福祉支援者には見えていたことなどが関係者間で共有されたときにはじめて、新しい生活の場を一から創りなおすことが合理性を欠く可能性が高いということを、各ステークホルダー間で納得のいく結論として導くことが可能になる。この段階に至ってようやく本人と本人の周りを含めた全員で「支援つき意思決定」¹¹を行

うことができたといえるのではないだろうか。

ただし、こうした協議の場で得られる結論は、あくまで支援関係者らによって捉えられた、現時点での「暫定解」であるという前提を相互に確認しておくことも重要である。姉の近くのグループホームに移ることは、現時点では合理的でないことが確認されたが、今後も本人のベスト・インタレストが不変であることを示すものではない。なにが本人のベスト・インタレストであるかは、それぞれ個別の事例によって導かれるものであり、本人にとって恒久的なものでもないため、法的に定義しえないものである(菅 2012)。できるのは、そのときどきで、本人を中心とした支援関係者らが集まり、「本人のベスト・インタレスト」として納得可能なゆるやかな合意を導き出すことのみである。このため、将来的には、その時々でのベスト・インタレストをあらためて支援関係者らが再協議する場が求められることになるだろう。「利用者本位」をめぐる、利用者側からの主張と福祉支援者側からの援護が衝突する可能性が支援のなかにつねに埋め込まれている限り(米本 2012)、これが福祉事業運営者による利用者囲い込みの危険と疑いを回避することもつながるからである。

8 結論

知的障がい当事者の自己決定には、本人が置かれた環境こそが重要であるとの先行研究の指摘を受け、本稿は、成年後見人を自己決定支援のための環境のひとつとして捉える立場から、成年後見人による生活上の意思決定への関与のあり方を考察した。この結果、成年後見人を通じた、知的障がい者等の生活に関する意思決定として、なぜ「支援つき意思決定」が目指され

るべきなのか、という点について、以下を本稿の結論として導きたい。

家族が本人意思を代行決定してきたこれまでの家族中心主義によって、成年後見制度の運用においても、無意識裏に代行決定が隠蔽されていく危険があるのに対し、本人の意思に徹底的にこだわり、本人が意思決定の中心に置かれるためには、「誰のための支援なのか」をつねに関係者に思い起こさせる理念が必要になる。同時に、本人の意思をよく把握していると考えられる関係者に対しても、改めてその信憑性を新たな視点から問い直し精査し直すよう働きかける理念としても、「自己決定」は一定の効力を発揮する。このことが、本人にとってのベスト・インタレストを追求するなかで、本人の快適さを「本人意思の構成要素として担保する」ことを可能にすると考えられるからである。

このさいに、本人「意思」の捉え方と自己決定支援の作法をめぐる福祉領域と法律領域の違いを相互に考慮し、そのうえで本人を中心とした協議の場を成年後見人の責任で設けていくことが重要なることを本稿は提起した。しかしながら、上記の意思決定支援への取り組みがそれぞれの成年後見人の努力義務に留まるならば、「支援つき意思決定」のあり方は成年後見人の裁量に依存した問題になる。ここに、自己決定支援を成年後見制度の運用上の課題として扱うことの限界がある。本稿の議論を制度改正につなげた課題として捉えるならば、明示されにくい本人の意思表示を、本人とかわる関係者から徹底的に探り、本人の「ベスト・インタレスト」を追求することを成年後見人に義務づける（菅 2010）、イギリス型成年後見制度のような仕組みが不可欠となる。本稿での議論は、結果として、日本でもこうした法的整備が必要となっていることを示すものとなった。

注

¹ 成年後見制度には、本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の三類型がある。本稿はおもに「後見」類型を想定した論考のため、「成年後見人」として記述した。

² 本稿の事例の執筆にあたっては、社会福祉法人すばる福祉会の西定春理事長から多大な協力を得た。

³ 本人と成年後見人の二者関係における支援の内容を事例検討から分析したものとして、税所（2013, 2014）がある。

⁴ 今回親族に対する接近はあえて行わなかった。代わりに、後述する「人身保護請求」において準備された調書から、親族の主張と見解を把握した。

⁵ 当該社会福祉法人の支援担当者は、法人の活動を支援する協賛者に対し、定期的に発行し郵送する会報において、成年後見制度をめぐる当該の事件が起きていることを三回にわたって訴えた。さらに本事案をきっかけに、知的障害者支援の領域で志を同じくし、古くから付き合いのある全国の社会福祉法人運営者に協力を呼びかけ、連携して対処するよう提唱した。こうした経緯もあり、社会福祉関係者のあいだではある程度知られている。

⁶ 本人の成年後見人からの聞き取り情報にもとづく（2015.02.22, 弁護士事務所にて）。

⁷ 福祉支援者 Y から聞き取りした情報にもとづく（2015.02.22, 当該社会福祉法人にて）。Y は、X と同法人に所属する職員であり、グループホームで本人と寝起きをともにするなど、支援において本人ともっとも身近に接する存在のひとりである。

⁸ これは、家族の代弁にもパターナリズムはありえ、当事者と家族は本来異なる主体であるとの自覚が必要だという議論につながる問題群であるが（上野・中西編 2008）、本稿は法律職特有の作法の分析を主眼とするため、ここでは論じない。

⁹ これに対し、福祉支援者とクライアントとの関係

は対称的である。福祉サービスの利用契約をみても、契約前と契約終了後の支援は連続線上に位置せざるを得ないからである。

¹⁰たとえば、『実践成年後見』41（新井誠編2012）では「障害者権利条約と成年後見」という特集が組まれている。

¹¹近年の知的障がい者の自己決定をめぐる議論では、すべてのひとが自身に関する事柄をその時々で適切な人と相談しながら決定していくように、自己決定とはひとりが単独で決めることを指すの

ではない、という考え方が主流になりつつある。これが、本人に代わって他人が決定する「代行決定」に対し、たとえ判断能力が不十分であっても適切な支援を受けながら自己決定を行う「支援つき意思決定（supported decision-making）」であり（細川2007）、「他者からアドバイスを受けるということ自体が、自律できていないこととイコールではない」と考えられているのである（秋元2010:60）。

文献

- Abery, B. and Stancliffe, R., 2003, "A Tripartite-Ecological Theory of Self-Determination," Michael L. Wehmeyer, Brian H. Abery, Dennis E. Mithaug, Roger J. Stancliffe eds., *Theory in Self-Determination: Foundations for Educational Practice*, Charles C Thomas Publisher Ltd, 43-78.
- 秋元美世, 2010, 『社会福祉の利用者と人権——利用者像の多様化と権利保障』有斐閣.
- 新井誠, [1994]1999, 『高齢社会の成年後見法』有斐閣.
- 新井誠編, 2012, 「特集：障害者権利条約と成年後見」『実践成年後見』41: 4-83.
- 千葉伸彦, 2003, 「障害のある人の自己決定——重度知的障害者支援に関する一考察」『東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻紀要』1: 62-7.
- Duvdenary, I., Ben-Zur, H. and Amber, A., 2002, "Self-determination and mental retardation: Is there an association with living arrangement and lifestyle satisfaction?," *Mental Retardation*, 40(50): 379-89.
- 江原由美子, 2002, 『自己決定権とジェンダー』岩波書店.
- 藤村正之, 2013, 「自己決定とパターナリズム」福祉社会学会編『福祉社会学ハンドブック 現代を読み解く98の論点』中央法規出版, 30-3.
- 細川瑞子, 2007, 『知的障害者の原理——「自己決定と保護」から新たな関係の構築へ』信山社.
- Hughes, E. C., 1958, *Men and their work*, New York: The Free Press.
- 池田恵利子, 2009, 「社会福祉士と権利擁護」新井誠・池田恵利子・金川洋『MINERVA 社会福祉士養成テキストブック17 権利擁護と成年後見』ミネルヴァ書房, 2-11.
- 池原毅和, 2010, 「法的能力」松井亮輔・川島聡編『概説 障害者権利条約』法律文化社, 183-99.
- 上山泰, 2008, 『専門職後見人と身上監護』民事法研究会.
- , 2009, 「成年後見制度の最近の傾向」新井誠・池田恵利子・金川洋『MINERVA 社会福祉士養成テキストブック17 権利擁護と成年後見』ミネルヴァ書房, 101-10.
- 笠原千絵, 2006, 「他の人ではなく自分で決める——当事者主体の自己決定支援モデル開発に向けたグループホームで暮らす知的障害のある人の参加型調査の分析」『ソーシャルワーク研究』31(4): 295-302.

- 川島聡, 2014, 「障害者権利条約 12 条の解釈に関する一考察」『実践成年後見』 51: 71-7.
- 木口恵美子, 2012, 「知的障害者の自己決定支援」『東洋大学社会福祉研究』 (5): 59-63.
- 三井さよ, 2013, 「生活の場での協働 / 専門職性 (シンポジウム「チーム医療教育をどうするか? ——チーム医療の時代の従事者の教育」『保健医療社会学論集』 23(2): 32-8.
- 中西正司・上野千鶴子, [2003] 2004, 『当事者主権』 岩波書店.
- 日本成年後見法学会, 2005, 「統一テーマ——成年後見の社会化」『成年後見法研究』 2: 27-92.
- 西定春, 2012, 「成年後見人は必要か——本人意思を無視しうる現行成年後見制度の抜本的見直しを (特集 障害者虐待防止法と権利擁護)」『福祉労働』 136: 78-85.
- 小賀野昌一, 2012, 『民法と成年後見法——人間の尊厳を求めて』 成文堂.
- 沖倉智美, 2000, 「知的障害をもつ本人の自己決定への関わり——本人活動支援の実践的考察」『社会福祉士』 7: 182-9.
- , 2013, 「知的障害当事者への意思決定支援をめぐるソーシャルワーカーの専門性 (当事者と向き合う専門性とは何か, 春季大会シンポジウム)」『社会福祉学』 54(3): 87-90.
- 小賀野昌一, 2012, 『民法と成年後見法——人間の尊厳を求めて』 成文堂.
- 大浦明美, 2013, 「成年後見における自己決定と本人保護に関する思考」米村千代編『境界と差異の社会学 (千葉大学人文社会科学研究所研究プロジェクト報告書)』 260: 45-56.
- 税所真也, 2013, 「専門職後見人による支援の社会的機能——社会福祉専門職による支援事例の分析」『地域福祉研究』 41: 101-12.
- , 2014, 「親族後見人から第三者後見人へ——高齢者ケアにおける『管理・調整』主体の変化」『家族関係学』 33: 41-55.
- , 2015, 「成年後見制度の市町村長申立てにおいて中間集団が果たす機能」『社会福祉学評論』 (近刊).
- 柴田洋弥, 2012, 「知的障害者等の意思決定支援について」『発達障害研究』 34(3): 261-72.
- 菅富美枝, 2010, 『イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理——ベスト・インタレストを追求する社会へ』 ミネルヴァ書房.
- , 2012, 「障害 (者) 法学の観点からみた成年後見制度——公的サービスとしての『意思決定支援』」『大原社会問題研究所雑誌』 641: 59-77.
- 鈴木良, 2005, 「知的障害者入所施設 B の地域移行プロセスにおける自己決定に影響を与える環境要因についての一考察」『社会福祉学』 46(2): 65-77.
- 寺本晃久, 1999, 「自己決定と支援の境界」『Sociology today』 10: 28-41.
- 土屋幸己, 2002, 「知的障害を伴う人の『自己決定』支援の方法論に関する考察」『社会福祉士』 9: 157-62.
- 上野千鶴子・中西正司編, 2008, 『ニーズ中心の福祉社会へ——当事者主権の次世代福祉戦略』 医学書院.
- 白井久美子編, 2002, 『Q&A 障害者の欠格条項——撤廃と社会参加拡大のために』 明石書店.
- Wood W M, Fowler C H, Uphold N, Test D W., 2005, “A review of self-determination interventions with individuals with severe disabilities,” *Research and Practice for Persons with Severe Disabilities*, 30(3): 121-46.
- 渡部匡隆・望月昭・野崎和子, 1998, 「知的障害をもつ個人の自己決定に基づく QOL の向上——作業場面において本人の要求が実現されるための援助方法の検討」『日本行動分析学会年次大会プログラム・発表論文

集』16: 58-9.

山下幸子, 2002, 「重度心身障害者と介助者とのコミュニケーションに関する質的研究」『社会福祉学』43(1): 227-36.

與那嶺司, 岡田進一, 白澤政和, 2009, 「生活施設における知的障害のある人の自己決定の構造——担当支援職員による質問紙に対する回答を基に」『社会福祉学』49(4): 27-39.

米本秀仁, 2012, 「社会福祉の政策と実践を計画するための視座——『利用者本位』を手がかりに」『社会福祉研究』113: 18-24.

【付記】

本研究は、公益財団法人明治安田こころの健康財団の研究助成による成果の一部です。本稿の執筆にあたり度重なるインタビュー調査にご協力いただきました成年後見人と福祉支援者の皆様に心より感謝申し上げます。とくに、社会福祉法人すばる福祉会の西定春理事長のご支援なくして、本研究の成立はありませんでした。記してここに御礼申し上げます。

(さいしょ しんや、東京大学大学院人文社会系研究科社会学研究室、saishoshinya@09.alumni.
u-tokyo.ac.jp)

(査読者 伊藤智樹、土屋敦)

The Adult Guardianship System Revisited: Case Study on the Support Offered by Adult Guardians in Japan

Shinya SAISHO

The proportion of third-party guardians in the adult guardianship system is increasing. Adult guardians take on responsibilities of their ward's financial management and decision-making. This study investigates the kind of problems legal professionals face in offering support.

The target of this analysis is inter-professional collaboration in social care and support for adult guardians, particularly for legal professionals.

The findings indicate that legal specialists are liable to come short of advocating and declaration of intention of ward of court. In addition, this study demonstrates that in this situation, legal professions are required to conduct inter-professional collaboration under the current Adult Guardianship System.